

## 団所有車管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、高松市民吹奏楽団（以下「楽団」という。）での事業活動を効率的に行うため、楽団が実質的に所有する自動車（以下「団所有車」という）を使用するにあたり、団所有車の使用方法等を規定するとともに、安全運転を心掛け、交通事故を防止することを目的として定めるものとする。

### (管理)

第2条 団所有車の管理および管理責任者は、団長とする。

- 2 団所有車の使用の範囲は、楽団の事業活動のみとし、他団体事業活動での使用、楽団関係者以外への貸出は禁止する。
- 3 団所有車を使用しない場合の保管場所は、決められた駐車場とする。
- 4 団所有車の鍵、車体検査証、保険証書の保管には細心の注意を払うこととする。
- 5 団所有車の整備については、法定点検（1年、車検）を行うほか、必要な修繕を行うこととする。
- 6 団所有車の使用の都度、運転記録簿に記録を残すこととする。

### (運転者)

第3条 運転者は、原則、他車運転特約付き自動車保険に加入している者とし、運転免許取得1年未満およびペーパードライバーは運転者となれない。

- 2 運転者は、使用のつど、点検、整備、清掃等を励行し、常に運転上支障がないようにしておかなければならない。
- 3 運転者は、団所有車の使用日、走行距離を運転記録簿に記録する。
- 4 運転者は、修理を要する箇所を発見したときは、直ちに管理責任者に報告する。
- 5 運転者は、使用後に給油が必要な状況の場合には、速やかに給油を行う。

### (禁止事項)

第4条 運転者は、次の事項をしてはならない。

- (1) 飲酒、過労、睡眠不足、病気のときの運転、および安全運転の自信がない場合に運転すること
- (2) 法令を違反するような行為
- (3) 管理責任者の許可なく運転すること
- (4) 団所有車を楽団事業以外で使用すること
- (5) 楽団関係者社外の者に団所有車を使用させること

### (罰金)

第5条 団所有車の使用にあたり、交通違反その他により法定の罰金、科料または反則金は、全額運転者の負担とする。

### (自動車事故)

第6条 自動車事故の際の事故処理事務は、管理責任者の責任において処理するものとする。

- 2 団所有車により事故を起こした場合は、所轄警察署に報告し、その立会いを受け、調査に応じ、事故証明書を受けるものとする。

### (事故補償)

第7条 使用中に発生した交通事故の補償および修理費は、楽団が負担するものとする。ただし、運転者が故意、重過失または法令違反による事故を起こし、楽団に損害を与えた場合は、楽団は当該運転者にその損害の全部または一部を負担させることがある。

運転記録簿

使用日	運転者	走行距離 (メートル値)	給油 (金額)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)
/ /		km	ℓ ( 円)